

もっとみんなに知ってほしい 「少年事件と家庭裁判所」



法務省は2017年2月9日、少年法の対象になる年齢を現行の20歳未満から18歳未満に引き下げること、法制審議会に諮問しました。

全司法労働組合は、対象年齢の引き下げに反対していますが、それは少年法の仕組みこそが、少年の立ち直りや再犯防止に大きな効果があると考えているからです。

そして、少年院や鑑別所だけでなく、家庭裁判所も少年の立ち直りや再犯防止に大きな役割を果たしています。

多くのみなさんに、少年法の中で家庭裁判所や家庭裁判所調査官が果たしている役割を知っていただきたいと思います。

未成年者が引き起こした事件が発生したら・・・



全ての事件が家庭裁判所に送られます

未成年者の引き起こした事件は、警察・検察庁でふるいにかけてられる成人の事件と違って、原則として全ての事件が家庭裁判所に送られてきます。

これを「全件送致主義」と言いますが、こうした取扱いになっているのは、少年法が「少年の健全育成」を基本にする法律だからです。重大な犯罪だけではなく、成人ならば不起訴で終わるような事件も含めて、すべての事件について、「何をやったのか」という事実の認定とあわせて、「どうしてやったのか」ということも調べたうえで、処分を決定することになります。

家庭裁判所では、事件を起こした少年と専門知識を持った家庭裁判所調査官が最初に面接して、原因や背景、少年の状況などを把握しますが、それがあからこそ、適切な処分ができるとともに、家庭裁判所調査官と話をすること自体が少年の反省にもつながります。

また、実際に非行を起こしていなくても、事件を起こす危険性が高い状況にある少年たち（触法少年、ぐ犯少年）に対応することも可能になっています。

家庭裁判所に事件が送られてきたら・・・

「家庭裁判所調査官」による調査が行われます。

家庭裁判所調査官は、調査によって以下の3点を明らかにし、裁判官に報告、処遇意見を提出します。

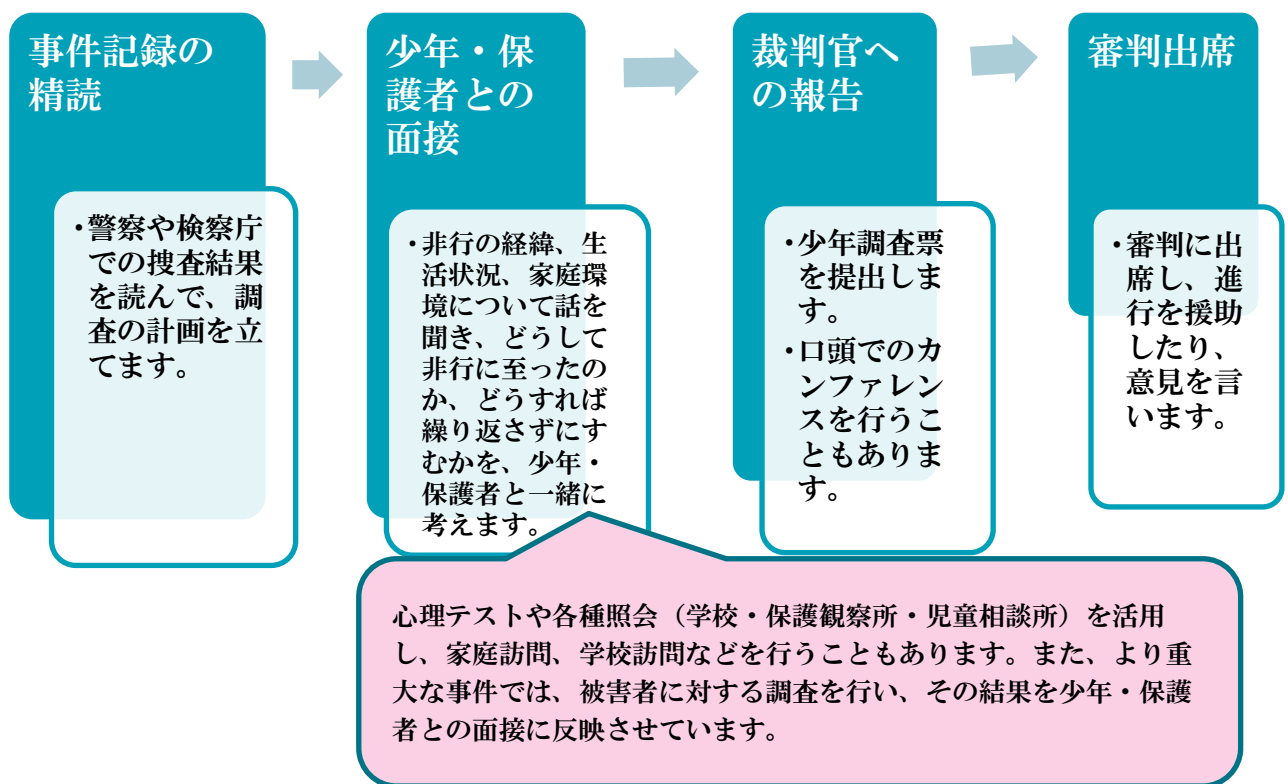
- ① 少年がなぜ非行に至ったのか
- ② 再び非行をする危険性はどの程度あるか
- ③ どのような処遇により更生させ、立ち直らせるか

そもそも「家庭裁判所調査官」とはどんな人・・・

家庭裁判所において、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの対人援助に必要な専門的知識や技法等を活用し、調査、調整活動等を行う専門職です。

家庭裁判所調査官には、裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補）に合格し、採用されてから、約2年間かけて、法律学、専門的知識や技法、家事事件及び少年事件の実務を研修所や現場でじっくり学んだ上でなります。

調査では何をするのでしょうか・・・



調査の過程を通じて、すべての事件において、何らかの

「教育的措置（教育的な働きかけ）」を施します。

- ・面接の中で少年や保護者に対して働きかけます。
 - 非行に対する認識、自己理解を深めさせる。
 - 問題を解決する力を高めさせる。
- ・さまざまなプログラムに参加させ、その参加態度を見ます。

社会奉仕活動（公園等での清掃活動、介護施設での奉仕活動）

万引き被害を考える教室（実際の被害者から被害の実情を知る。）

交通事故講習・無免許防止講習、保健指導（薬物、思春期）、学習支援、就労支援、保護者の会

調査が終了したら・・・

家庭裁判所調査官による調査の結果と事件記録等（観護措置が執られた事件では鑑別結果も含む）を踏まえて、裁判官が最終的な処分を決定します。たとえ起こした事件が軽微であっても、調査等の結果によって、再非行に及ぶ危険性が高いと判断されれば、保護処分を受けることもあります。少年事件の終わり方には、以下のようなものがあります。

- ・ 審判不開始（調査官による教育的な働きかけを受ける）
- ・ 不処分（調査官による働きかけと審判での裁判官による訓戒指導を受ける）
- ・ 保護処分
 - 保護観察、少年院送致、児童自立支援施設送致
- ・ 知事又は児童相談所長送致
- ・ 検察官送致（刑事処分を問うもの）

※最終的な処分を決める前に・・・

保護処分にするかどうか悩ましい場合は、最終的な処分を一定期間保留にして、少年の社会内での様子を観察します。これを「試験観察」と言います。

試験観察には、家庭での様子をみるもの（在宅試験観察）と、民間の人に補導を委託して、委託先での様子を観察するもの（補導委託）と2種類があります。いずれの場合でも、家庭裁判所調査官がその間に教育的な働きかけや調整を行います。

このようにして、家庭裁判所では、ほとんどすべての事件について、家庭裁判所調査官による調査と教育的な働きかけを行っています。

少年法をめぐっては、適用年齢を引下げることが前提に「刑務所等で教育的機能が果たされ、更生のための措置が図られればよい」との考え方も出されていますが、18～19歳の少年に対しても、こうした「全件送致主義」にもとづく家庭裁判所での手続きを受けさせることは必要ではないでしょうか？

どういう仕組みを作ることが、少年の非行や犯罪のない社会を作るために本当に効果的なのか、私たちは、みなさんと一緒に考えていきたいと思えます。